

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称	緊急加速リース支援事業貸付原資基金
法人名	社団法人 全国農地保有合理化協会
基金額(国庫補助金等相当額)	250百万円(250百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	○ 農地保有合理化法人が認定農業者等に農業用機械・施設をリースする事業に要する資金の一部を貸付け

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 平成20年度から平成23年度までの各年度に国からの補助金の一部を国庫へ返納 ○ 新規申請の受付を終了した基金であることから、国からの補助金のうち、後年度負担の支払い財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討するとともに、残事業終了時に国からの補助金の残額を国庫へ返納
基金事業を終了する時期	○ 平成18年度をもって新規受付を終了した基金事業。
次回の見直し時期	—
基金事業の目標 目標達成度の評価	—
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、1.0であった。算出に用いた方式及び数値については、以下のとおりである。
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合 = 直近年度末の基金額 ÷ (貸付残高 + 国庫返納見込額) = 250百万円 ÷ (225百万円 + 24百万円) (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額: 平成19年度末の基金額: 250百万円 貸付残高: 平成19年度末の貸付残高: 225百万円 国庫返納見込額: 平成19年度中の国庫返納見込額: 24百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 有 [有の場合]該当する理由 ○ 基準3(4)ア【基準】の①に該当 (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) ○ 残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納
その他	—

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。